

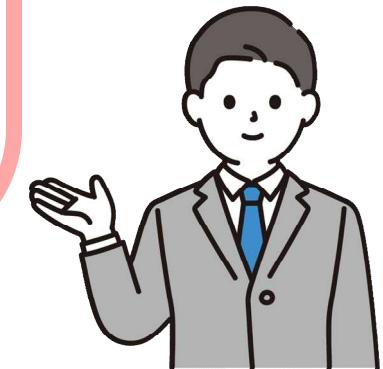
指定居宅サービス事業者等 集団指導

全事業者共通
【介護保険制度について】

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課

目次（全事業者共通）

- ◇介護保険の理念
- ◇指定後の各種手続き
(変更・廃止・休止・再開・更新)
- ◇業務管理体制の整備



介護保険制度の理念

介護保険制度の目的は、介護等が必要な人の
「尊厳の維持と自立支援」

- ①要介護状態等の**軽減又は悪化の防止**に資する
- ②利用者が**自立した日常生活**を送れるよう配慮する
- ③利用者の選択に基づき、多様な事業者等から
総合的・効率的に行う

【参考】介護保険法第一条・第二条

利用者本位のサービス提供

①利用者と事業者の
対等な立場の構築

②利用者の
立場の理解

③利用者の立場に立った
サービス提供



利用者本位のサービス提供



指定後の各種手続き

変更届

加算届

廃止・休止・再開

+

6年に1回

更新申請

変更届・加算届



変更

変更のあった日から10日以内に届出

事業所名称や所在地の変更は事前に相談を

加算

事前の電話連絡は不要となりました

原則15日(※)までの届出で翌月より算定可

加算要件を満たしているか、常に確認を

※ (予防) 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設は算定月の初日まで

介護職員等処遇改善加算

算定する前々月末日(※)までに届出を提出

変更は前月15日(※)までに届出を提出

期日までに実績報告書の提出が必須要件

居宅サービスと総合事業を同時に実施している場合は
広域福祉課（居宅サービス）と各市町（総合事業）に
それぞれ計画書の提出が必要です。

※ (予防) 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、認知症対応型
共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設は算定月の初日まで

更新申請

指定の有効期間は6年

手数料

居宅サービス	同時申請	10,000円
介護予防サービス	10,000円	10,000円
地域密着型サービス	10,000円	
居宅介護支援	同時申請	10,000円
介護予防支援	10,000円	10,000円

廃止・休止・再開届



廃止

・

休止

再開

廃止・休止は予定日の1ヶ月前までに届出を

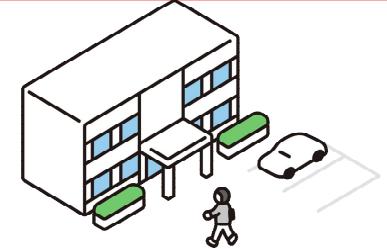
休止期間中は指定の更新は出来ません

利用者がいる場合、必ず引き継ぎを

基準を満たした上で書類の提出が必要

再開後は10日以内に届出を

業務管理体制



①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

厚生
労働省

②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

法人が所在する
都道府県知事

③地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者

市町村

④上記以外の事業所

都道府県

